

2025年10月1日

## 独占禁止法遵守ポリシー

この独占禁止法遵守ポリシーは、市場における公正かつ自由な競争を促進し、国内外の市場の健全な進歩・発展という基盤を確保するヤマトグループの方針を表明し、確認するものです。ヤマトグループは、このポリシーを遵守することがヤマトグループ各社及びその役員・社員全員の義務であり、その違反はヤマトグループ各社における懲戒処分の対象となることを理解し、次のとおりここに宣言します。

1. ヤマトグループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、不正競争防止法のほか、反トラスト法、英国競争法、その他各国の独占禁止関連法令（以下「独占禁止関連法令」といいます。）の規定を遵守します。
2. ヤマトグループは、競合事業者との協議、打合せ等の接触がある際には、独占禁止関連法令に違反する、又はその疑いがある情報の提供や話し合いをしません。
3. ヤマトグループは、顧客、取引先その他第三者を介した独占禁止関連法令違反行為を行いません。また、顧客、取引先その他第三者を介した独占禁止関連法令違反行為に関与する、又はその疑いがある場合、当該相手方とは取引をしません。
4. ヤマトグループは、競合事業者との接触につき事業活動上必要不可欠な限度においてのみ行い、接触した場合は、社内手続きにて定めた手続きを行います。
5. ヤマトグループは、グループの事業及び業務に関わるサプライヤー、請負業者、販売業者、エージェント、コンサルタント等の第三者に対しても、独占禁止関連法令を遵守することを求めます。

付則 このポリシーは2025年10月1日から施行します。